

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月31日

小牧市長 山下 史守朗

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小牧市東部地区、西部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月25日

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(東部地区)

- ・①味岡地域の水田利用は認定農業者1経営体が担っていく。
- ・②篠岡地域の畑利用は認定農業者2経営体、認定新規就農者1経営体、水田利用は認定農業者3経営体が担っていく。
- ・③陶地域の畑利用は認定農業者4経営体、水田利用は認定農業者1経営体が担っていく。
- ・④大草地域の畑利用は認定農業者4経営体、水田利用は認定農業者3経営体が担っていく。
- ・そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(西部地区)

- ・⑤外山・小牧地域の水田利用は認定農業者2経営体が担っていく。
- ・⑥西地域の水田利用は認定農業者3経営体が担っていく。
- ・⑦小牧地域の水田利用は認定農業者1経営体が担っていく。
- ・⑧北里・小木地域の水田利用は認定農業者5経営体、畑利用は認定農業者1経営体、認定新規就農者2経営体が担っていく。
- ・そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4. 対象地区内における中心経営体の状況

(東部地区)

法人 3 経営体

個人 17 経営体

(西部地区)

法人 6 経営体

個人 4 経営体

5. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(東部地区)

- ・農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことから、農地中間管理事業へ円滑に移行する。
- ・所有者が耕作できず、貸し出しを希望する農地は、農地情報バンクへ登録し、意欲のある農業者へ情報提供する。
- ・農地中間管理事業を活用し、農業者や県、農協と連携を図りながら、農地集積を目指す。
- ・農業者や県、農協と連携を図りながら、モモ栽培サポーター養成講座を利用した新規就農の促進や、担い手の確保を行い、地域農業の振興を目指す。

(西部地区)

- ・農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことから、農地中間管理事業へ円滑に移行する。
- ・所有者が耕作できず、貸し出しを希望する農地は、農地情報バンクへ登録し、意欲のある農業者へ情報提供する。
- ・農地の出し手の同意を得ることが難しい地区であるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地中間管理事業を活用し、農地集積を目指す。
- ・農業者や県、農協と連携を図りながら、新規就農の促進や担い手の確保を行い、地域農業の振興を目指す。